

外国の大学が日本で行う教育活動の実例

国立教育政策研究所総括研究官、塚原 修一 氏による科学研究費補助金(基盤研究B)『高等教育市場の国際化状況における政府と質保証の役割』に関する研究の一環として、日本国内に所在する「外国大学の日本分校等」の現況を把握することを目的とした調査の結果等に基づき作成。

日本分校の目的による分類

1. 日本分校での学修のみで学位を取得できるタイプ

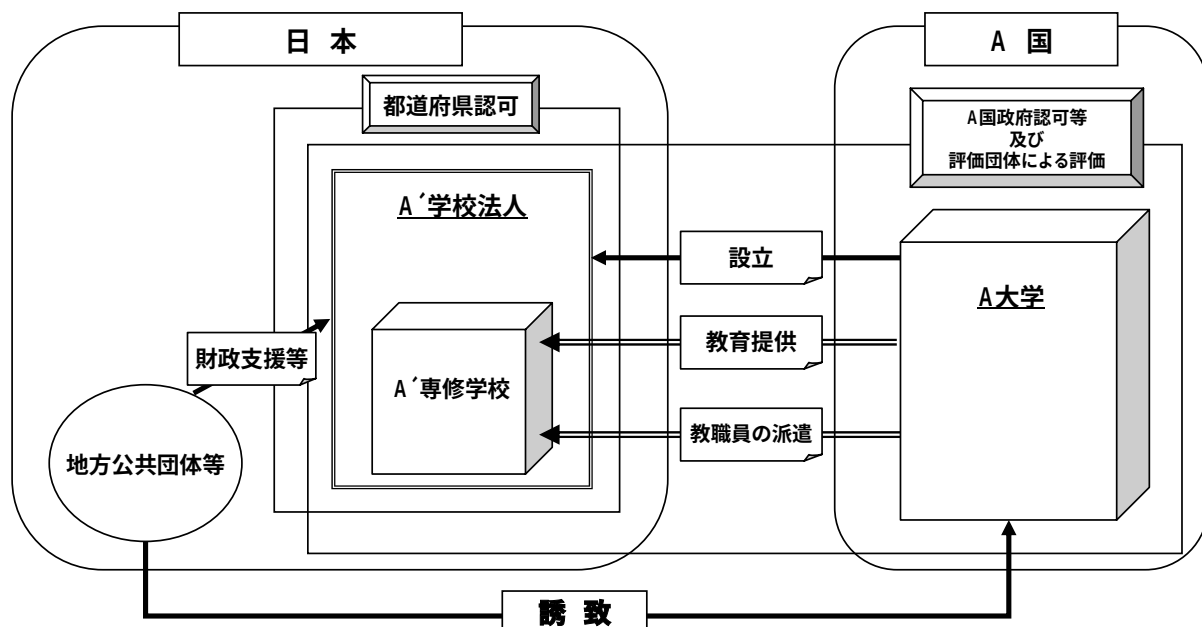
原則、分校における学修のみで本校からの学位授与が行われる。

2. 学位取得のためには一定期間以上(一定単位以上)の本校での学修が必要なタイプ

分校での学修の修了後に修了証書が授与され、それが本校への編入学の資格となる。学位を取得するためには、本校での履修が義務付けられる。

事業形態による分類

1-1. 外国大学が日本に学校法人(専修学校)を設立するタイプ



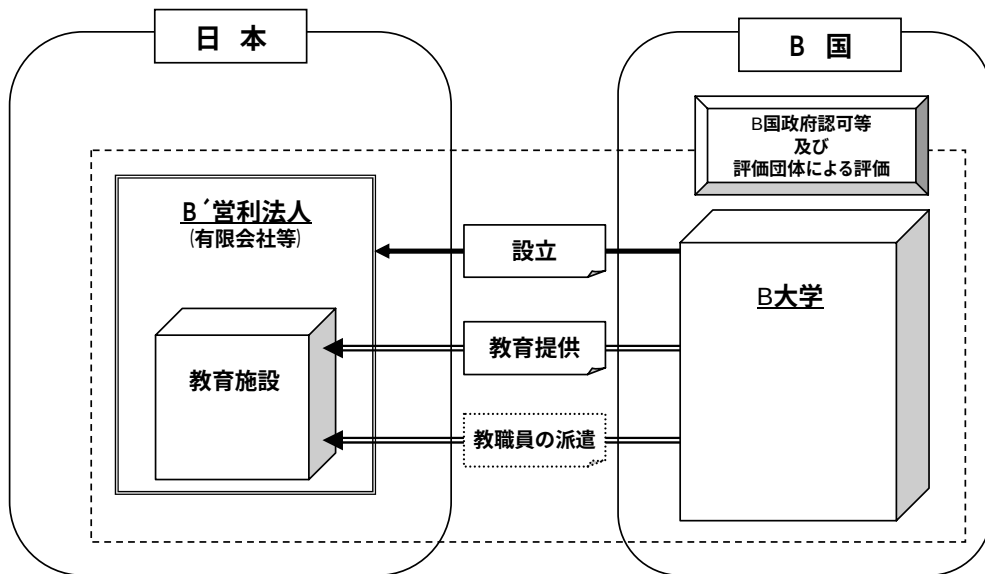
・A国のA大学が、日本の法制度に基づき、学校法人(専修学校)を設立。(なお、日本の地方公共団体等による誘致の経緯を持つ。)

・運営費等について誘致団体等から財政支援を受けている。

・A大学が日本に教育機関を設置する際には、本校と一括で認可や評価を受ける。

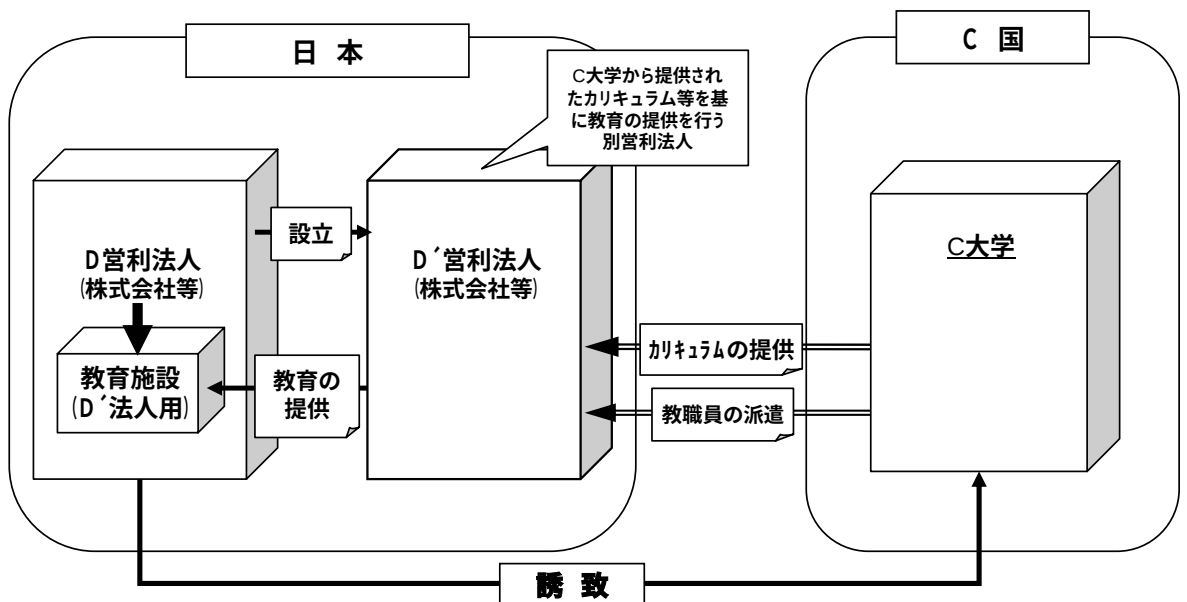
・教職員については、一部をA大学から派遣している。

1-2. 外国大学が日本に営利法人を設立するタイプ



- ・B国のB大学が、日本では営利法人の形態で活動。
- ・B大学が日本に教育機関を設置する際には、本校と一括で認可を受ける場合と本校とは別個に認可を受ける場合がある。
- ・教職員については、派遣される場合と全く派遣されない場合とがある。

2. 日本の営利法人により設立された別法人が教育提供を行うタイプ



- ・日本のD営利法人に誘致されたC大学が、D営利法人設立のD' 営利法人にカリキュラムや教職員を派遣。D' 営利法人は、C大学より提供されたカリキュラム等を基に、教育を提供。
- ・D法人は、施設の提供その他の支援を行う。